

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

創業者を救い社員を守るM&A！

先日、昨年M&Aで会社を上場企業に譲渡したお客様（F社）を訪問しました。上場会社の子会社にはなりましたが、私ども横浜総合事務所を評価していただきM&A後も継続して顧問契約をいただいている上に、新たに東京・神奈川の他の子会社の税務監査までご依頼をいただいています。感謝です。

上場会社から出向されている社長にお願いがあって伺ったのですが、思いもよらず先代創業者の奥様が会社いらして「先生！ご無沙汰していま～す」と明るく元気に声をかけていただきとても驚きました。もう会社を譲渡してから一年近く経つのですが、業種に特有の経理処理に慣れている奥様は会社に請われて毎月末には数日間ですがアルバイトに来ているとのこと。M&Aにより事業譲渡が円満に進み、創業者利益を確保し、社員も上場企業グループの社員として雇用も確保され、何一つ心配事がなくなった上に... 今でも可愛い社員の顔を見て一緒に仕事ができるとはどんなに幸せなことなのでしょうか。

● 事業を“繋ぐ”ことは、経営者の最大の責任

F社は創業以来40年近くに渡り創業者であるF社長が本当に真摯に経営をされてきた非常に好業績の会社でした。ただ、ご息息はご自身の会社を創業されていることを考えると典型的な後継者不在の会社でもありました。社長が70代に近づいた頃、お会いするたびに「社長、会社をどう（誰に、どうやって）引き継ぐかは社長の最大の仕事の一つですよ」とお話ししましたが、自分が先頭に立って働かれる方だったが故に、逆に自分の衰えや仕事の引き継ぎについては考えたくなかったのかもしれない... そのうち私の顔を見るとそそくさと逃げるように帰られるようになりました。そして数年前に、いつものように元気に一日の仕事を終えて家に帰り、そのままあっけなく天国に召されました。その時の奥様からの「先生、結局、何も準備しないまま亡くなりました」という電話の第一声が忘れられません。

その後、ご息女のご主人が急遽後継者として会社を引き継ぐことになりましたが、大企業で培った経営手法は中小企業には馴染まず、新社長と長年先代を支えた社員との間に立った奥様の苦労は大変なものだったと思います。そして、結局、一年程で新社長が「自分には無理です」と相談にみえました。

● 最も大切なのは社長の覚悟

身内に後継者がいない社長の多くが「社員に継がせる」と仰いますが、私の経験では余程の長期的な準備がない限り「社員が引き継ぐことは99.9%ない」と断言します。業績が良ければ高額な株価になり、業績が悪ければ借金がある... どちらにしろ、それだけのリスクを取る覚悟を持った社員は皆無です。

また、経済成長が終わり人口減少・高齢化が進展している日本では「経営能力」のない後継者が会社を引き継ぐことは最大の不幸です。後継者がいるならば長期的な視点に立ちキチンとした「後継者育成」をする必要があります。単に「仕事（業務）」ができることと「経営」ができることは、まったく別なのです。

そのことに気づき、自分の会社をどう“繋ぐ”のかを考えるのは社長の「覚悟」の問題であり、社長の「責任」なのです。ある意味で経営者として最終的に資質を問われているといっても過言ではありません。

そんな視点に立ち、私ども横浜総合事務所では、後継者がいる会社には今回で第三回となる国内ではトップの成果を上げられると自負している「後継者育成塾」を提供し、後継者不在の会社には、(株)日本M&Aセンター・日本M&A協会との提携により中小企業のM&A専門会社として(株)横浜総合エクスペリエンスを設立し、お客様の事業承継を全力を挙げてバックアップする体制を整えています。是非、ご相談ください。

◆ 消費税引き上げに伴う住宅ローン控除の拡充(個人)

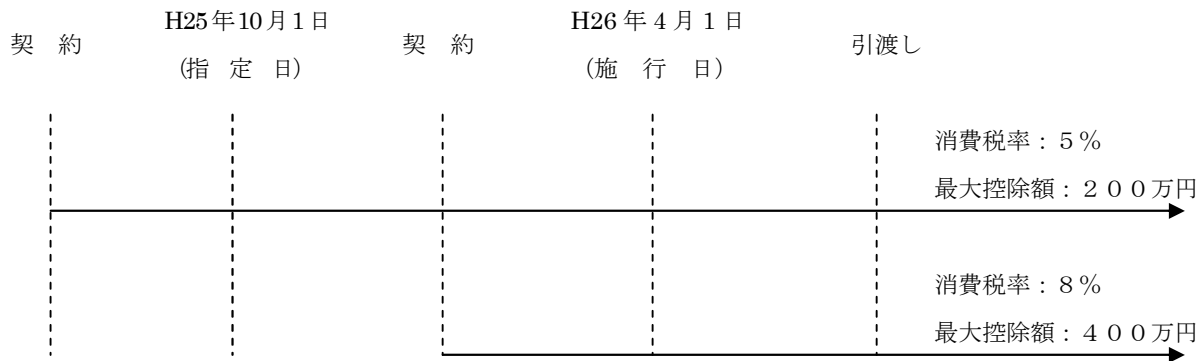
平成25年税制改正では、消費税率の引き上げに伴う住宅対策の一環として、住宅ローン減税の拡充が行われました。例えば、一般の住宅等に係る住宅ローン控除について、居住年が平成26年4月から平成29年12月の場合には、現行最大控除200万円（借入限度額：2,000万円）の控除に対して、最大400万円（借入限度額：4,000万円）の控除を受けることができますようになります。

● 住宅ローン控除の拡充に関する注意点

上記住宅ローン拡充策が適用されるのは、消費税率が5%から8%又は10%に引き上げられていることが前提となります。つまり、居住年が平成26年4月から平成29年12月であっても、消費税について旧税率が適用されている場合には拡充策の恩恵を受けることができないので注意をする必要があります。

● 経過措置と住宅ローン控除の関係

今回消費税率引き上げに伴い設けられた経過措置では、平成26年4月1日以後における資産の譲渡等が行われた場合であっても、工事等の請負等に係る契約が指定日（平成25年10月1日）前に結ばれたものである場合には消費税率が5%となるため、住宅ローン控除の拡充策は受けられないことになります。



● 旧税率分と新税率分とが混在する場合

住宅の工事の請負等では、指定日前に契約を結び、指定日以後に対価の増額等を伴う追加工事が行われ、平成26年4月1日以後に居住するというケースも考えられます。この場合には、消費税率5%に係る取得と消費税率8%又は10%に係る取得に区分し、各借入金につき一定の住宅ローン控除を適用することとなります。

◆ 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設(法人)

現行消費税法では、新規設立法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資金額が1,000万円未満の場合、原則として設立1期目、設立2期目は消費税の免税事業者となります。ただし、平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、次の①、②のいずれにも該当するものについては、消費税の免税事業者には該当しないこととなります。

- ① 他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有されている場合等
- ② 他の者及び当該他の者と一定の特殊関係にある法人のうちいずれかが当該新規法人の基準期間※に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

※「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

今回は、住宅ローン控除（個人）と消費税の納税義務判定（法人）に関する改正の内容となります。改正について、適用時期・適用要件等が複雑なためご不明点等ございましたら担当者にご相談ください。

★ 新型“うつ”...

最近は、「10人に1人がうつになる時代」と言われていますが、さらに20～30代の若者を中心に、もっとやっかいな「新型うつ（正式には非定型うつ病?）」と呼ばれる新しい病気が非常に多くなっていると聞きました。

● 新しいタイプの“うつ”に注意

簡単な特徴は... 日常生活や仕事、友達関係などが上手くいかず“自分を責める”という従来型とは異なり、上手くいかない原因を“環境や他人のせいにする”傾向が強いです。例えば、仕事場では、物事が上手くいかないことを“会社や上司”のせいにして「会社が悪い」「上司が悪い」などの言葉が口癖のようになり欠勤がちになりますが、休日やプライベートでは元気に遊んだりネットでは積極的に他人と関わっているというのが典型とのことです。

分かりやすく言えば、“仕事中にだけうつになり、会社の外では元気”というのが新型。従来の鬱病とは似て非なる心の病のことで、主な症状は、①やりたいことしかできなくなる、②激しい気分の浮き沈み、③過食および過眠、④パニック発作... など。特に①の症状が顕著なため、ただの「ワガママ」と誤解されやすいとのことです。

● 従来の“うつ”とはまったく違う症状

働き盛りの中高年が度を越えた激務やストレスに押しつぶされて発症するのが典型だった従来型うつに対して、新型うつは「嫌なことから逃れたい」という逃避的心理傾向の強い若者に起きるとのことです。

また、「従来のうつ」は生真面目な人がなりやすく、「自分を責め」、気分の落ち込みが場所や休日などに関わらず継続し食欲不振や不眠になるのに対して、「新型うつ」は自己愛が強く傷つきやすくプライドの高い人に多いとされ、「他人のせいにして」、嫌なことだけ気分が沈みそれ以外のときは元気になる、従来型とは逆に過食・仮眠となって身体は元気なまま... と、どこまでも対照的のようです。

つまり、生真面目で頑張りすぎてストレスに潰されたり、自分の心の中の重荷と向き合ったために身体が拒否反応を起こして、不眠・食欲不振になり起き上がる力も無くなる... というような典型的な症状だけを「うつ病」と思っていると、この「新型うつ」に気づかないままになってしまいそうです。

なぜなら、仕事の失敗や実力不足を他人や組織のせいにして会社や上司を悪く言いながら、体調が悪いと言って欠勤したりサボったりしておいて、休日には友人と遊びに行ったりネットで会話をしたり遊んだり平気のできる「新型うつ」は、今までの常識ならただの「甘えたサボリ」としか判断できないからです。

● 病気と認識し正しい治療が必要

そして、会社の外では元気であると考えると会社に問題があるようにも感じますが、本当の原因は本人の価値観にあることがほとんどなので会社の環境を変えてもあまり改善しない場合が多く、もし環境を変えて改善したように見えたとしても、新しい環境に慣れてくるとまた症状が再発する場合が多いので、やはりきちんと「病」だと認識し専門医による根治的な治療のためのカウンセリングが必要なようです。

私たちは、このような知識をある程度は知っておかないと社員を成長させることができなくなりますね。また、私たちのような「経営者のお手伝い」をする仕事では、常に自分自身と真摯に向き合って自分自身が成長していくことが不可欠であるとする、この新型うつになるタイプの人自体がこういう仕事に向いていないのかもしれませんが。その辺の見極めも大切です。

草食系世代が生んだ「弱く傷つきやすい甘えの世代」の新しい病気... 難しい時代です（涙）

【(注) 専門的な医学知識ではないので正確ではありません、一般的な本の知識の範囲です】

★ 国の中小企業への支援策

今月は中小企業における助成金に関してレポートいたします。

助成金は経済産業省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、市町村ごとにあり、全部で1,000種類あるといわれています。助成金とは、簡単に言うと、人を採用したり教育訓練をしたりなど、会社が何かしようとする場合に一定の条件がそろうともらえるお金のことです。

また、助成金は主に経済産業省が所管する補助金とは違います。補助金は研究開発やIT企業など特殊で専門的な分野を対象としており公募制が多く審査が行われますが、助成金は要件に該当する場合に申請すれば誰でももらうことができます。

★ 返済不要！

さらに、助成金は公的融資制度（日本政策金融など）とは違い返済不要のお金です。助成金は基本的に使用用途の制限はありません。受給後の助成金を借入金の返済や備品購入、社員旅行費用等として使用しても問題はありません。また、助成金は雇用保険料から財源が賄われているため、雇用保険を支払っている会社ならば個人事業主でも法人でももらうことができますし、会社の規模も関係ありません。

助成金の最新情報に関しましては、厚生労働省が雇用の安定のために支給する給付金に絞ってお話をさせていただきます。雇用に関することは会社経営を行っていくうえで様々な場面で登場してくるため、助成金の種類も必然的に多く、その数はなんと約80種類にもなります。

これからレポートさせていただきます助成金につきましては、基本的にはハローワークを通じて人を雇用し、申請する助成金要件を満たしている場合に受給できるものになります。

★ ハローワークに求人募集

① 60歳～65歳未満の方を新規雇用

60歳～65歳未満の方を新規雇用した場合に一人60万円～90万円受給。1週間の労働時間が20時間～30時間未満は60万円、1週間の労働時間が30時間以上は90万円受給。パート・アルバイトの場合も受給対象となります。

② 35歳未満（非正規雇用）に訓練を実施後に正社員雇用

35歳未満（非正規雇用）に訓練を実施し、その後に正社員雇用をした場合に、訓練実施期間は45万円（15万円×3ヶ月）、訓練終了後正社員雇用は100万円（1年後50万円、2年後50万円）受給。既に雇用している非正規労働者（パート・アルバイト）にも適用可能ですので、新規雇用ではなくすでに在籍している非正規労働者を訓練後に正社員にする場合に活用できるので凄いです！

③ 母子家庭の母（シングルマザー）を新規雇用

シングルマザー（お子様が20歳迄、お子様が複数いる場合は一番下のお子様の年齢で判断）を新規雇用した場合に一人60万円～90万円受給。1週間の労働時間が2時間以上30時間未満は60万円、1週間の労働時間が30時間以上は90万円受給。パート・アルバイトの場合も受給対象となります。

助成金手続きは申請する際に様々な資料が必要であり、法律違反していないかのチェック等もごさいますので専門家である社会保険労務士へのご依頼をお奨めいたします。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

本日レポートさせていただきました助成金はほんの一部です。入り口のご相談は横浜総合フィナンシャルの西尾までご連絡ください。ご相談いただきました後は提携させていただいております社会保険労務士の先生にお繋ぎいたします。

真のキャリアとは本気で生きた時間のことである

(キャリアとはブレイクスルー (限界突破体験) の回数を示す)

ただ「勤めたことがある」「やったことがある」なんてことはキャリアとは言わないんだよ！キャリアっていうのは、そのコトの中で何度自分の壁を乗り越え階段を登り成長したかを指すんだよ。何十年勤めてもキャリア・ゼロの人だって沢山いるんだよ！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 6 2)

★ ある同業者団体の総会では、その会の会長に対して副会長が厳しい意見を言うらしいのです。その話をしてくれた方は、「会長も副会長も選挙で選ばれているのだから当然だけど…」とっていました。もちろん馴れ合いは良くないと思いますが、副会長の仕事って会長を補佐することではないの？と思ってしまいました。その会では、会長に厳しい意見を言うことで補佐しているのかもしれませんが。どんな組織でもそれぞれの役割があります。各人が自分の位置と役割を認識して行動できれば、良い組織になるはずですよ。(KARINO)

★ 我が家ではGWを過ぎた頃から5月下旬にかけて家庭菜園の苗を植える時期となります。その年に店先で気になった苗を買っているのですが、作るものは毎年違っているのですが、今年はキュウリの接木苗を買ってみました。今まで普通の苗を育てたことはありましたが、値段が高めのこともあり接木苗には手を出せませんでした。育ててみてなるほど！強さも生育のスピードも花のつき方も段違いなのです。グングン伸びていく苗を見ながら、人もこれくらいすくすく育てば楽なのにな…とつい考えてしまいました。(YAMAMOTO)

★ 先日、ブログを見た方から一本の電話が…。何のことは無い、営業の電話ではあったのですが現代の情報収集と活用の仕組みを考えるきっかけとなりました。ターゲットとする企業(業種)を決定し、その会社のHPを調査、ブログやフェイスブックなどのタイムリーな『ネタ』を確認した上で、営業をかける！競争が激化した現代においては、商品力以上に情報の活用と、相手に合った『売り方』を明確にしなければならぬのかも知れません。自らの『価値の伝え方』、営業の電話から学ばせてもらいました。(TOCHIKURA)

★ 休日に家内が居ないのをいいことにクーラーかけて裸で昼寝していたら風邪をひきました。久しぶりに喉がガラガラ、クシャミと微熱が出て、お腹ピーピーです(涙)週末の自己管理が悪い見本ですね～！

体調が悪く熱が出ると必ず見る「夢」があります。二十歳の頃つき合っていた彼女が遠くに旅立つ夢です。普段は思い出すこともないのに体調が悪くなった時だけ夢に現れます。ほんの数ヶ月の淡い恋でした…二人で歩いた鎌倉の小道。冷たく細い指、白いサンダル、スラリと伸びた脚。海風が吹き抜けるホームで分けて飲んだ一本の缶コーヒー…小さく手を振り英国に旅立つ彼女の後ろ姿。二人を隔てる空港のガラスの前で黙って見送る自分。一人ぼっちで英国の田舎でホームステイする彼女。中古のミニクーパーを買い、彼氏ができたことを知らせる手紙…若い頃に良くある“ありふれた恋物語”です(笑)

自分の夢に向かって凜として未知の世界に旅立つ彼女を見送りながら、「自分は自分の夢を追おう。いつか二人の夢が交差すれば二人は出会える、出会えなければそれはそれで仕方のないことだ」と自分に言い聞かせた35年前の自分が夢の中で鮮やかに蘇り、胸が苦しくて目が覚めます。彼女との記憶は、狭小で弱い自分を思い出させ、自分の生き方を振り返らせてくれる自我の「原点」なのかもしれません。(IZUMI)

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成25年7月16日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第30回「生命保険新時代 これからの法人生命保険」

講師：株式会社 横浜総合フィナンシャル 代表取締役 西尾 剛

日時：平成25年7月17日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜情報文化センター 新館7階

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります